

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の5類感染症に移行することとなり、合わせて国の基本対処方針及び職種別ガイドラインが廃止されました。また、香川県においても同日県の対処方針も廃止となりました。

今回、5月18日令和5年度第2回理事会におきまして、香川県士会各種事業開催指針の今後の運用について協議し、運用を終了することが決まりました。今まで、開催指針を遵守して事業運営にご協力いただきありがとうございました。

基本的な感染対策は、個人や事業者側の判断に委ねられることとなりましたので、今後は事業者として、士会活動の継続を前提とした上で、感染防止の観点で時々の感染状況に応じた感染対策を適切に講じていく必要があります。改めて「士会活動等の実施におけるガイドライン」に適時修正を加えながら事業開催における感染予防に努めてまいります。

災害対策委員会